

久御山町第2次ごみ処理基本計画

(令和3年度～令和12年度)

人と企業が定着したくなる基盤を整えます



はじめに



近年、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化や自然災害の廃棄物処理など日本だけでなく世界規模で大きな環境の課題となってきました。また、我が国を含めた世界全体における新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会、経済、生活などに多くの影響があり、新しい生活様式が生まれるなど、廃棄物を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような中、国においては、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会の形成に向けて廃棄物の減量目標なども示されました。京都府においては、平成29年3月に「京都府循環型社会形成計画」を改定され、廃棄物の3Rを一層推進し、資源効率性や環境効率性の向上の重要性を挙げています。

さて、本町では、平成21年3月に一般廃棄物処理に係る「ごみ処理基本計画」を策定し、ごみ袋の指定化導入、プラマーク製品の分別収集等を実施してきました。その後、平成28年に計画を見直し、小型家電の拠点回収や水銀製品の分別回収の実施など、廃棄物の排出抑制と資源化への取り組みを進めてきました。

本計画では、少子高齢化に伴う人口減少の進行や新しい生活様式に対応した環境の中で、これまで本町が進めてきた環境行政を踏まえた上で、さらなるごみ減量と資源化へ向けて食品ロス削減やプラスチック製ごみの排出抑制、「SDGs」といった国際的な潮流も考慮し、このたび「久御山町第2次ごみ処理基本計画」を策定します。

結びに、本計画の策定にあたり、パブリックコメント等におきまして、貴重なご意見をいただきました皆様をはじめ、ご協力いただきました関係機関各位に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

久御山町長 **信貴 康孝**

目 次

第 1 基本的事項	
1 ごみ処理基本計画について	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置付け	1
4 広域的取組の推進	3
(1) 広域的取組の必要性	3
(2) 城南衛生管理組合	3
(3) 大阪湾広域臨海環境整備センター	3
第 2 久御山町を取り巻く環境とごみ処理の課題	
1 町の概況	3
(1) 人口動態	3
(2) 産業の動向	5
2 ごみ処理の現況と課題	6
(1) ごみ処理フロー	6
(2) ごみ処理体制	9
(3) ごみ処理の傾向	9
(4) ごみの排出量抑制のための方策及び 排出量目標値に対する実績と評価	10
(5) 課題の抽出	11
3 ごみ処理行政の動向	13
(1) 国の動向	13
(2) 京都府の動向	13
(3) 近隣市町の動向	13
(4) 本町の動向	14
第 3 ごみ処理基本計画の策定	
1 ごみの排出量の抑制のための方策に関する事項	15
(1) 町の取組	15
(2) 住民の役割	17
(3) 事業者の役割	18
2 ごみの発生量及び処理量の見込み（目標値）	19
(1) 人口及び事業活動等の将来予測	19
(2) ごみ発生量の将来推計及び目標	19
3 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	23
4 ごみの適正な処理及び これを実施する者に関する基本的事項	25
(1) 中間処理計画（再生利用を含む）	25
(2) 最終処分計画	26

5	ごみの処理施設の整備に関する事項	27
6	その他ごみの処理に関し必要な事項	28
	(1) 地球温暖化対策	28
	(2) 本計画の公開	28
	(3) 循環型社会推進委員会	28
	(4) 災害対策等	28
出典		29

第 1 基本的事項

1 ごみ処理基本計画について

本町の区域内で発生する一般廃棄物（以下、「ごみ」という。）の処理に関して、その処理責任を負うことから、その処理責任を果たすため、ごみの処理に関する基本的な事項を本計画で定めることとします。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づいて、市町村に策定が義務づけられる「一般廃棄物処理計画」として策定するものです。

また、廃棄物処理法同条第 2 項の規定に基づいて、本計画を策定します。

2 計画策定の趣旨

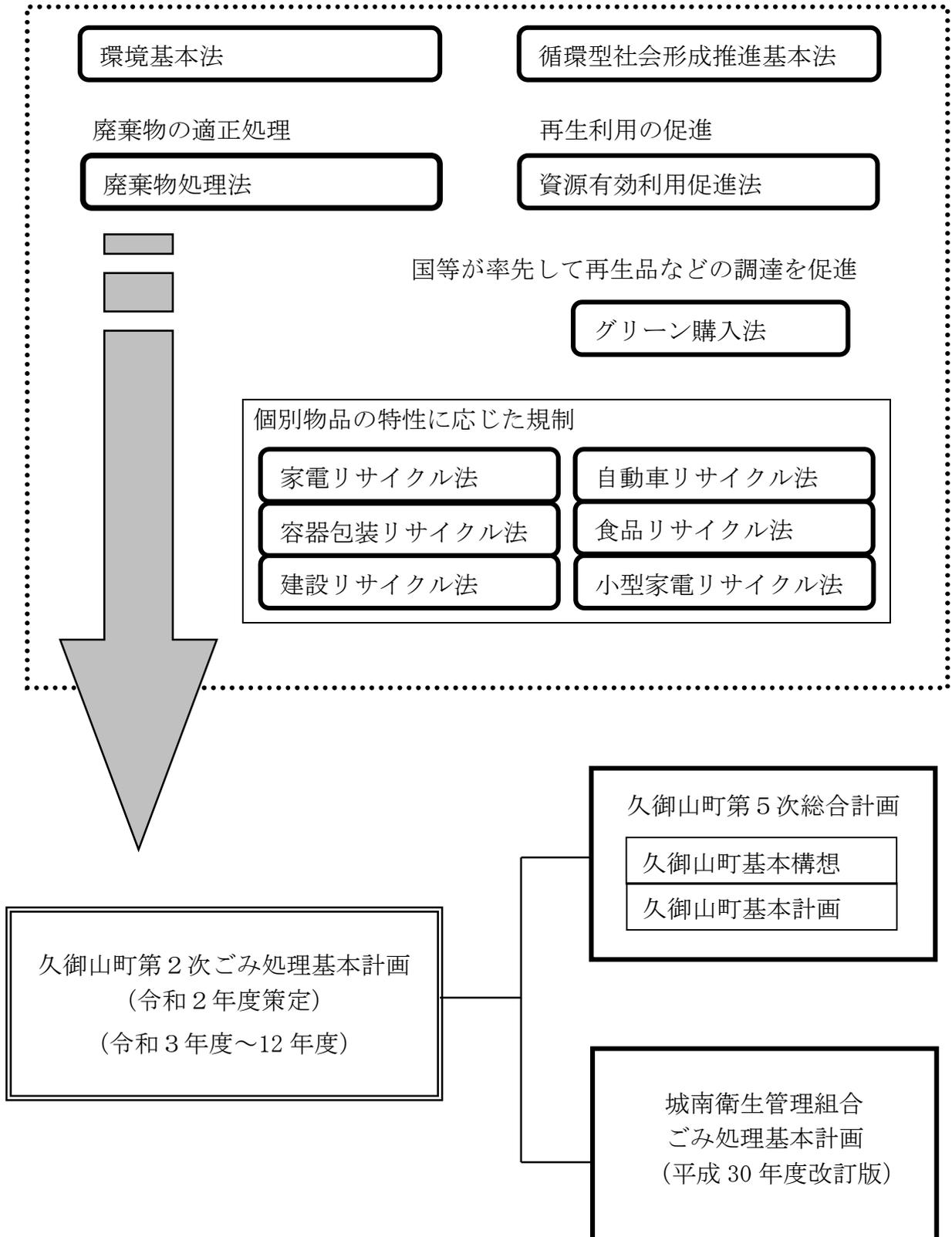
本町では、平成 29 年 3 月に『ごみ処理基本計画』（平成 28 年度改訂版）を改訂し一般廃棄物の適正処理に努めてきましたが、循環型社会の一層の推進が望まれるなか、令和 2 年度末の計画期間満了に伴い、今後実施するごみ減量化や資源化の取組等を計画に反映させることが必要となるため、このたび、計画期間を 10 年間とし、目標年次を令和 12 年度とした『久御山町第 2 次ごみ処理基本計画』を策定しました。

3 計画の位置付け

本計画は、図表 1 のとおり上位法令や他の計画等と密接に関連するもので、本町におけるごみの処理に関する基本方針を定める最も重要な計画です。本計画は、本町の区域内全域を対象とするため、本町の住民であるか否かに関わらず、本町の区域内にいる全ての者が対象となります。

本町の第 5 次総合計画では、まちの将来像「つながる心 みなぎる活力 京都南に『きらめく』まち～夢いっぱい コンパクトタウン くみやま～」を基本構想に掲げており、その実現に向けて定められた、まちづくりの基本目標の一つ「人と企業が定着したくなる基盤を整えます」を見据え、「廃棄物の発生抑制と資源化の推進」に取り組んでいきます。

図表 1 計画の位置付けの概念図



4 広域的取組の推進

(1) 広域的取組の必要性

近年、ごみの性状が多様化する反面、ごみの適正処理及び資源化を求める社会的要請が強まっています。

本町では、本町だけに限らず近隣市町との広域的な取組によって、ごみの適正処理及び循環資源の有効利用を図っていくこととします。

(2) 城南衛生管理組合

昭和 39 年、複数の地方公共団体等が行政サービスの一部を共同で行う一部事務組合である「城南衛生管理組合」において、ごみの共同処理が開始されて以来、本町は、中間処理及び最終処分を城南衛生管理組合にて行っています。

城南衛生管理組合では、平成 31 年 3 月にごみ処理基本計画を改訂し、計画目標年次の令和 10 年度に向けて計画的な処理を行っています。

また、リサイクルセンター長谷山が平成 27 年 4 月から供用開始されるなどプラスチック製容器包装の一層の資源化に取り組んでいます。

(3) 大阪湾広域臨海環境整備センター

広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 76 号）に基づいて設立された、近畿 2 府 4 県から発生するごみの最終処分地を確保する大阪湾広域臨海環境整備センターに対して、城南衛生管理組合では、平成 4 年以降、焼却した後の焼却灰等を搬入しています。

城南衛生管理組合で焼却した後の焼却灰等は年間約 1 万トンにも及び、その受入計画は令和 14 年度までですが、計画的な処分ができるよう、現在、新たな最終処分場予定地の環境調査をしています。

第 2 久御山町を取り巻く環境とごみ処理の課題

1 町の概況

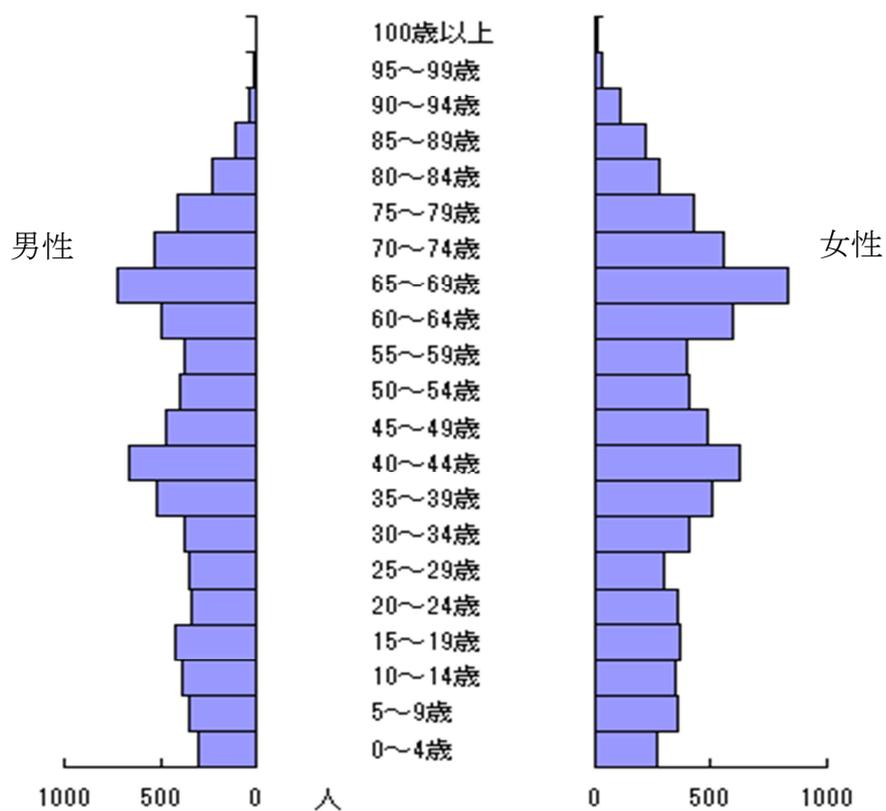
(1) 人口動態

本町の人口は近年、微減傾向にあり、令和 2 年 10 月 1 日現在の人口は 15,784 人です。

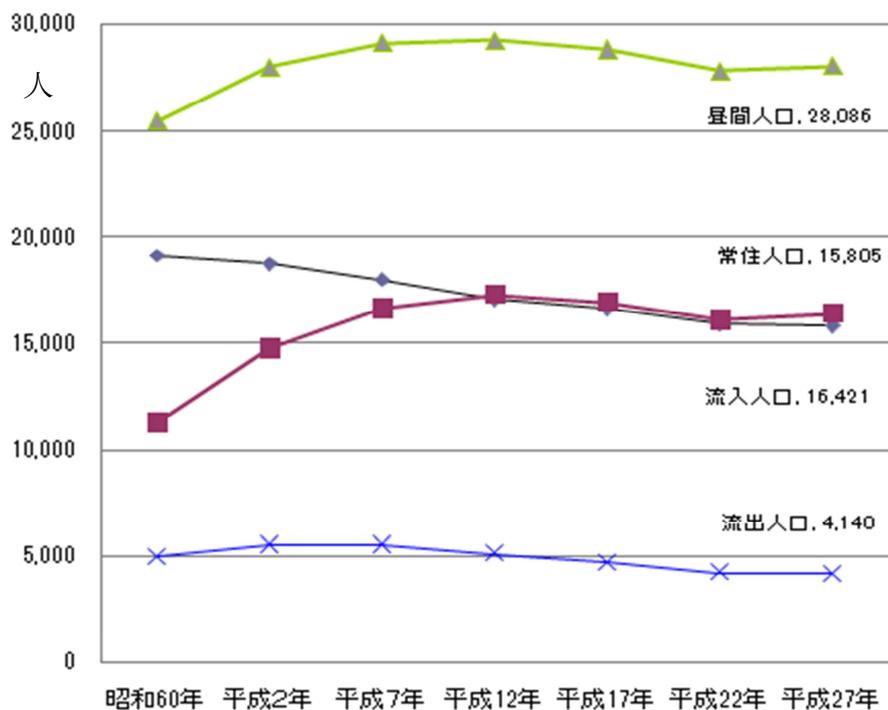
人口ピラミッドから明らかなように、65～69 歳の階級に人口の一つのピークがあり、今後、高齢化が一層進むことが予想されます。

また、本町の区域内には事業所が多く、就業目的の人口流入が多い特徴がありますので、常住人口だけではなく、昼間人口という視点での施策も求められます。

図表2 人口ピラミッド 平成27年10月1日現在「国勢調査」



図表3 昼間人口の推移「国勢調査」

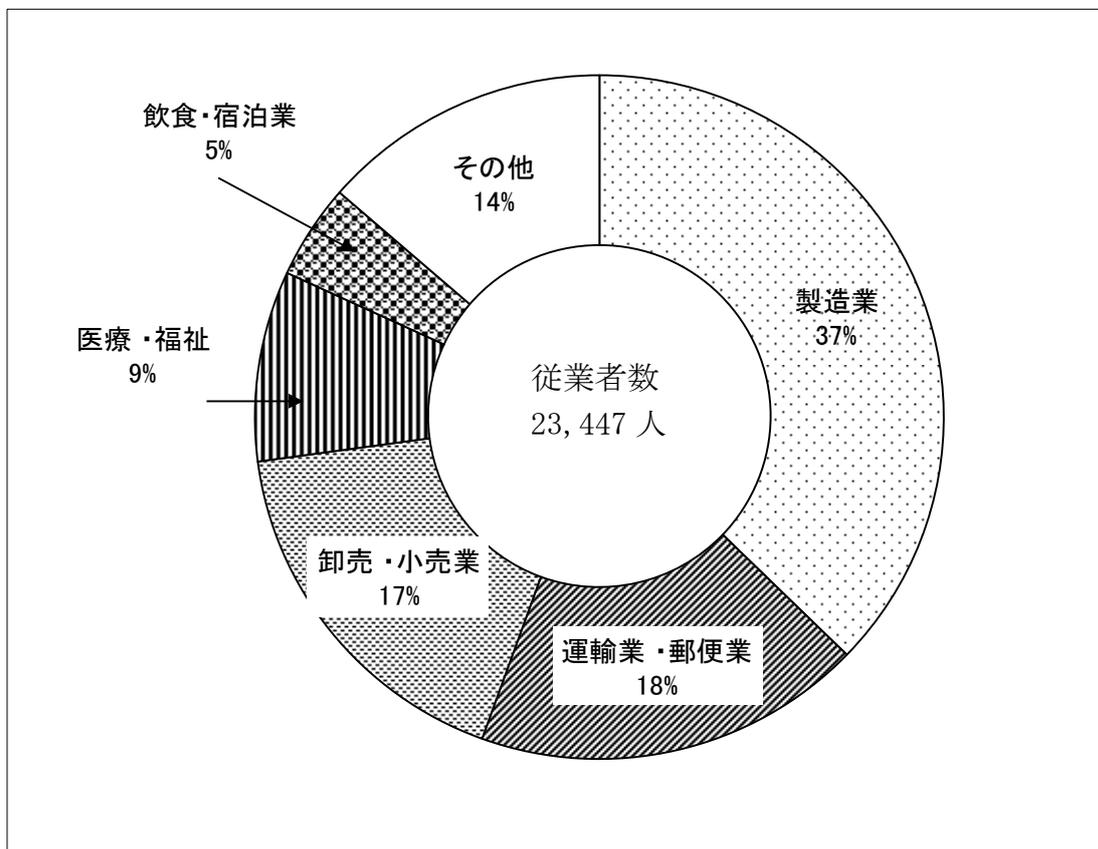


(2) 産業の動向

本町では、約1,600社もの事業所が操業しており、そのうち、製造業の事業所が最も多く、次いで運輸業・郵便業、卸売・小売業の事業所が立地しています。

令和元年度に策定した久御山町第2期産業振興計画に基づき「つなぐ つながる そだてる ものづくりの苗処 久御山」のコンセプトのもと、5つの柱（①産業基盤の向上、②情報発信強化（知名度向上）、③連携、交流の強化、④人材、後継者の育成、⑤創業支援）を軸に施策を展開し、町内産業の活性化を図ります。

図表4 産業別就業者数の割合



平成28年10月1日現在「経済センサス・基礎調査」

2 ごみ処理の現況と課題

(1) ごみ処理フロー

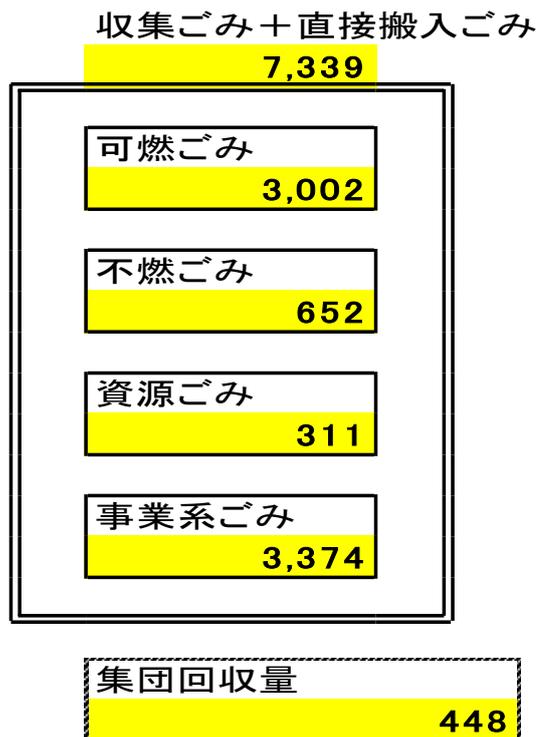
本町のごみ処理の概要を令和元年度実績で例示します。

一般廃棄物は大きく可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、事業系ごみに分けられ、その実績を図表5に示しています。

集団回収量とは、自治会等が実施する古紙等の一斉回収で、本町再生資源集団回収事業補助金交付要綱により補助対象としたものの量です。回収後は、民間古紙業者に引き渡されるため、城南衛生管理組合では中間処理されません。

また、本町が関与していないごみ（上記補助金の交付対象としたものを含む）すなわち、メーカーや販売店が資源回収を目的として実施するものなど民間で自主的に回収されるごみは含まれていません。

図表5 ごみ処理フロー（収集運搬段階）
令和元年度実績（単位：t／年）



可燃ごみ：生ごみ・木くず・紙くずなど

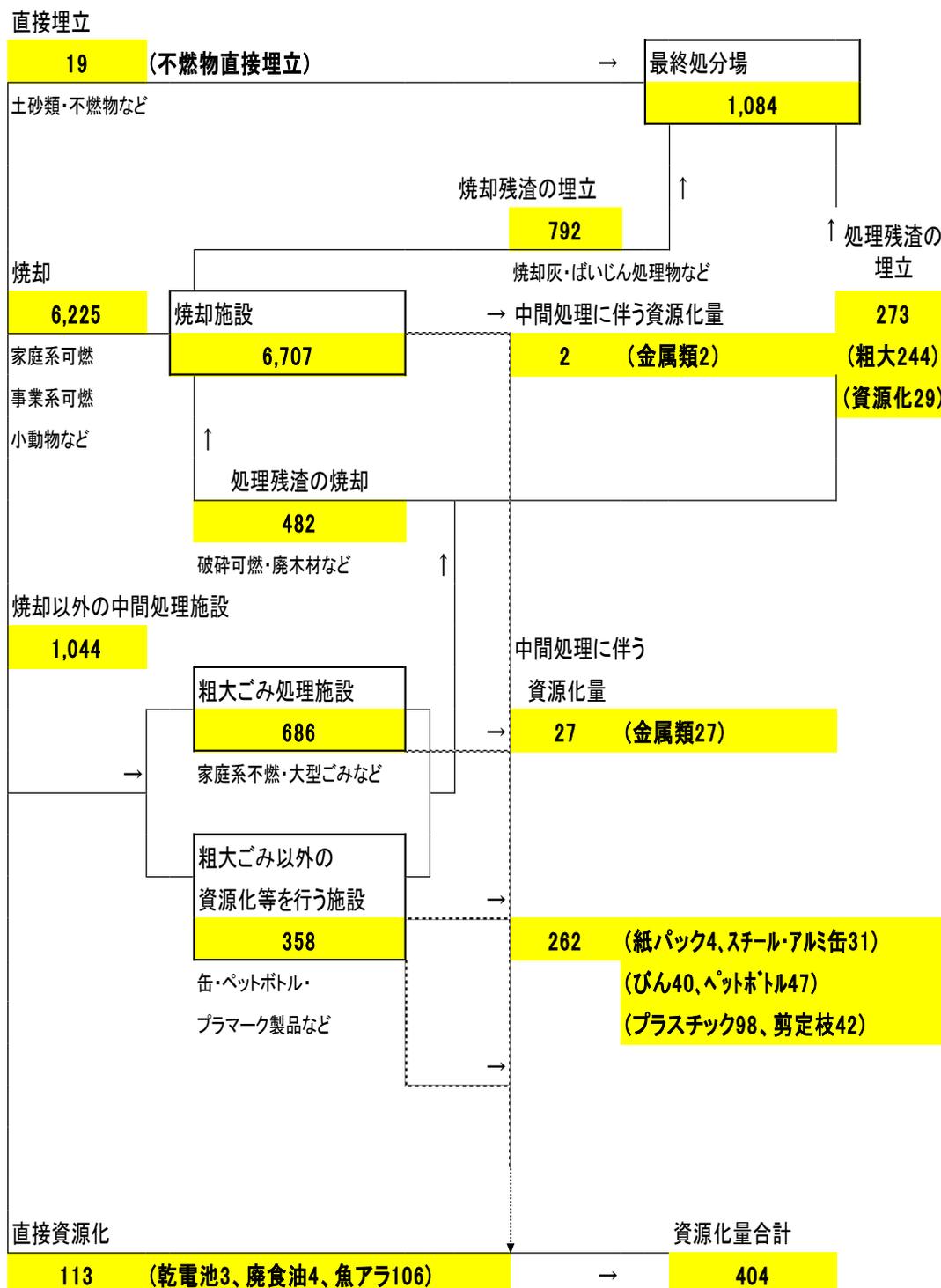
不燃ごみ：金属類・陶器類・ゴム製品など

資源ごみ：缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装など

事業系ごみ：事業所から出る一般廃棄物

図表6 ごみ処理フロー（処理段階）

令和元年度実績(単位:t/年)



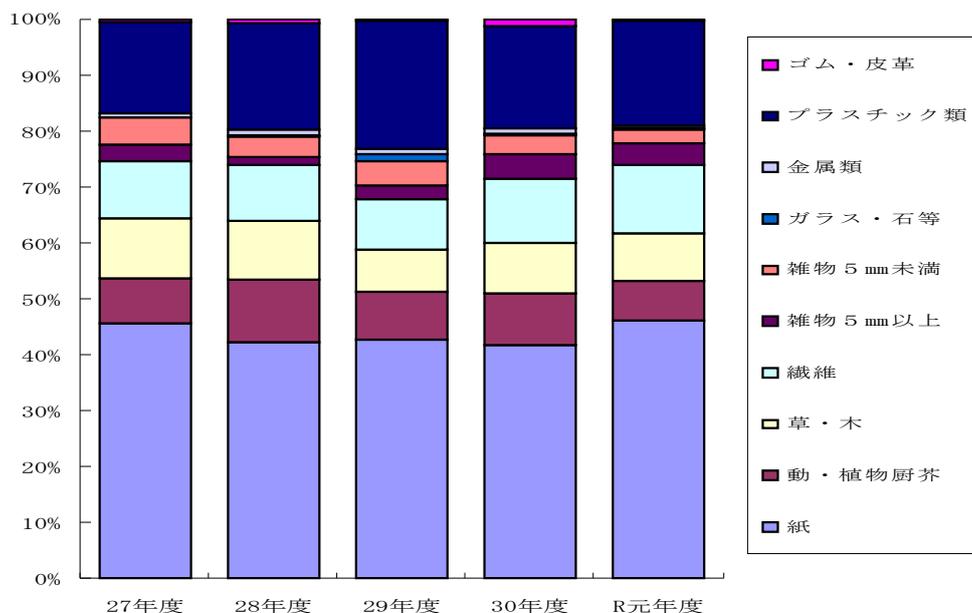
* 上記項目の各数値は一般廃棄物処理事業実態調査の数値であり、乾電池、小動物等が含まれています。

* 廃食油は町独自で再生事業者へ引渡しています。

城南衛生管理組合で定期的に行っている、家庭系可燃ごみのごみ質調査結果を以下に示します。

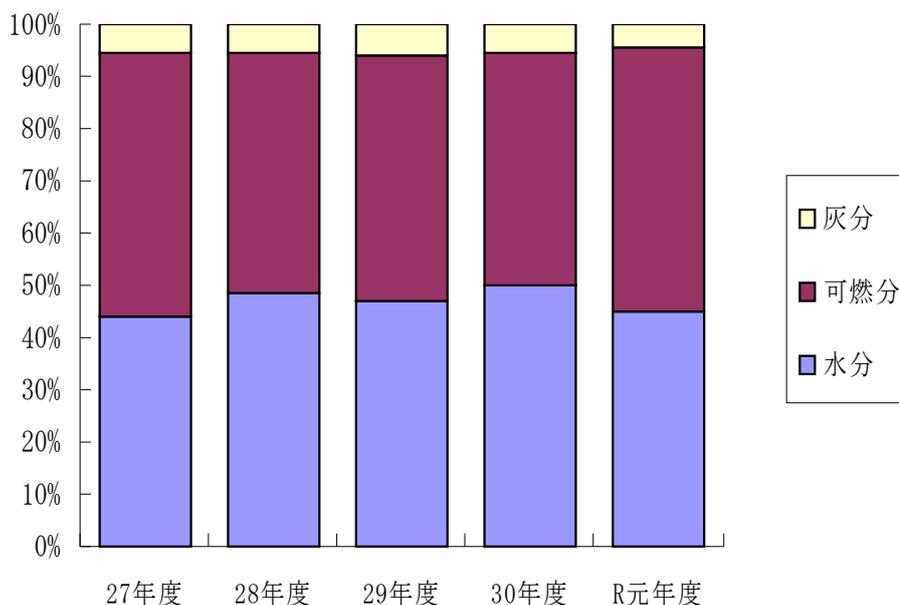
図表7 ごみ質調査結果（組成分析）

紙類が最も多く4割以上を占めており、焼却不燃物（プラ、ゴム類等）、繊維類の順になっており、年度間の変動はあまりみられません。



図表8 ごみ質調査結果（成分分析）

可燃分と水分がほぼ同割合で、残りの灰分が約5%となっており、年度間の変動はあまりみられません。



(2) ごみ処理体制

現行のごみ処理体制は下図のとおりです。

図表9 現行のごみ処理体制

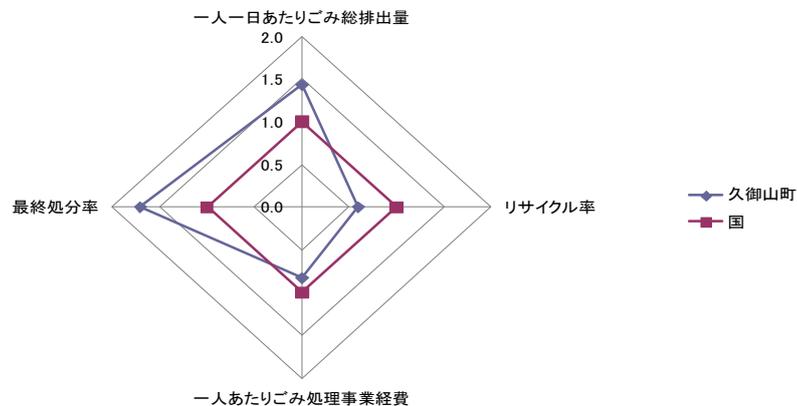
	運営管理体制		
	生活系		事業系ごみ
	可燃ごみ 資源ごみ	不燃ごみ	
ごみ排出抑制	住民	住民	事業者
分別区分	住民	住民	事業者
収集運搬	本町（直営・民間委託）	本町（民間委託）	許可業者
中間処理	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合
最終処分	城南衛生管理組合 大阪湾広域臨海 環境整備センター 他	城南衛生管理組合 大阪湾広域臨海 環境整備センター 他	城南衛生管理組合 大阪湾広域臨海 環境整備センター 他

(3) ごみ処理の傾向

ごみの総排出量、リサイクル率、コスト、最終処分率の4つの指標で、本町のごみ処理の傾向を示します。図表10は、わが国の国民全体での統計値を1とし、本町の実態を表した図です。

本町では他市町村と比較して事業系ごみが多いためごみ総排出量も多くなり、一人一日あたりのごみ総排出量でも1.4と高くなっています。リサイクル率は、ごみの総排出量が多いことから、0.6と大きく下回る結果となっており、最終処分率についても、事業系ごみ等ごみ総排出量が多いことから1.7と高くなっていますが、一人当たりごみ処理事業経費については0.8と下回る結果となっています。

図表10 国を1とした各指標【平成30年度】



注 最終処分率＝最終処分量／ごみの総排出量
リサイクル率＝再資源化量／ごみの総排出量

(4) ごみの排出量抑制のための方策及び排出量目標値に対する実績と評価
 〈実績〉

ア 町の役割における実績

- ・平成 28 年 4 月 使用済小型家電の拠点回収
- ・平成 31 年 4 月 水銀製品の分別回収
- ・令和 元年 7 月 久御山町ごみ分別辞典「ごみサク」の運用
- ・令和 元年 8 月 外国語版分別チラシ作成

イ 住民の役割における実績

- ・プラスチックごみや小型家電の拠点回収等による、ごみの減量や資源化への取組
- ・指定袋の使用や集団回収等によるごみの減量への取組
- ・久御山町ごみ分別辞典「ごみサク」の活用

ウ 事業者の役割における実績

- ・令和元年 9 月から許可制導入に伴い、事業系一般廃棄物については、許可業者もしくは事業者自らが城南衛生管理組合に搬入
- ・令和 2 年 7 月 レジ袋の有料化に伴う廃プラスチックの発生抑制に向けた取組

エ ごみ処理量における令和 2 年度目標値に対する実績と目標達成状況
 前計画において定められた、ごみ処理量の目標値に対する実績と目標達成状況を図表 11・12 に示しています。

図表 11 ごみ処理の実績

(単位：トン)

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
生活系ごみ	可燃ごみ	2,996	2,978	3,037	2,993	3,002
	不燃ごみ(大型ごみ含む)	655	610	710	829	652
	資源ごみ	170	173	182	177	175
	プラスチック製容器包装	163	149	146	146	136
	使用済小型家電	-	3	3	3	2
	乾電池					
	ライター					
	水銀製品	6	7	7	8	9
	スプレー缶					
	カセットボンベ					
	使用済てんぷら油	3	3	3	5	4
	古紙古布	516	500	493	459	448
	廃家電	1	1	1	1	1
計	4,510	4,424	4,582	4,621	4,429	
事業系ごみ	可燃ごみ	2,869	3,077	3,043	2,953	3,222
	魚あら	225	119	93	81	106
	剪定枝	46	46	23	55	46
	計	3,140	3,242	3,159	3,089	3,374
合計		7,650	7,666	7,741	7,710	7,803
人口		16,383人	16,264人	16,167人	16,130人	15,977人
一人一日あたりの排出量		752g	745g	776g	785g	757g
一人一日あたりの排出量(事業系ごみ含む)		1,276g	1,291g	1,312g	1,310g	1,334g

図表 12 目標達成状況

(単位：トン/年)

区分		R2年度目標	R元年度実績	達成状況
生活系ごみ	可燃ごみ	2,923	3,002	×
	不燃ごみ	638	652	×
	資源ごみ	181	175	○
	プラスチック製容器包装	166	136	○
	使用済小型家電	1	2	×
	乾電池			
	ライター			
	水銀製品	6	9	×
	スプレー缶			
	カセットボンベ			
	使用済てんぷら油	3	4	×
	古紙古布	545	448	○
	廃家電	2	1	○
	計	4,465	4,429	×
事業系ごみ	可燃ごみ	3,125	3,222	×
	魚あら	247	106	○
	剪定枝	53	46	○
	計	3,425	3,374	○
合計	7,890	7,803	○	

* 令和2年度目標に対する達成状況の確認は、便宜上、令和元年度の実績を用いて確認しています。

〈評価〉

ごみの排出量抑制に向けて、町、住民、事業者において様々な方策に取り組んだ結果を図表に示しています。

可燃ごみや不燃ごみなど災害や経済情勢等の社会状況の変化などにより、目標値を達成出来ない項目があったものの、使用済小型家電や使用済てんぷら油は資源循環の分別が図られたと一定評価でき、ごみ処理量の合計値としては目標値をクリアしています。

これらの結果を受けて、引き続きさらなるごみ処理量の抑制に向けて取り組んでいく必要があります。

(5) 課題の抽出

ア 排出抑制

図表 11「ごみ処理の実績」のとおり、発生したごみの合計量は年度により増減しています。その理由としては地震や風水害による影響などが考えられますが、その様な不規則な要因を除くと排出量は横ばいで推移していると考えています。

一方、集団回収したごみの量は、平成6年度から施行実施の再生資源集団回収事業補助事業が町内の各自治会組織等に浸透していますが、ペーパーレス化に伴い、今後も減少傾向が続くと考えられます。

また、全国的な比較では本町の場合、町内事業所数が多く、事業系ごみの割合が高くなっています。それらを踏まえ、さらなる排出抑制に取り組む必要があります。

イ 収集・運搬

ごみステーションに排出する際のごみの分別や指定ごみ袋（無色透明または白色半透明の中身の見える袋）の使用の徹底については、引き続き啓発していく必要があります。

また、平成 21 年度に可燃ごみ等の収集業務の一部を民間委託し、平成 28 年度より民間委託部分を拡大しました。さらに令和元年度にはごみの品目ごとの委託から地域ごとへの委託に業務内容を変更しました。

今後も、「久御山町第 5 次行政改革大綱実行計画」に基づいた効率的・効果的な収集運搬体制の構築を検討する必要があります。

ウ 中間処理

中間処理は、城南衛生管理組合で行っていますので、ごみの減量に向けた取組には、引き続き他の構成市町とごみの処理に関する基準や考え方の統一を図っていく必要があります。

また、リサイクル率が全国平均と比べて低い現状であることから、資源化推進の一層の啓発や事業系ごみの展開検査などの実態把握を含めた、総合的な資源化対策が求められます。

エ 最終処分

最終処分率については、事業系ごみの総排出量の割合が多いことなどのため、直接埋立処分される廃棄物やばいじん焼却灰などの焼却残渣、焼却以外の中間処理施設の処理残渣が多いことから、国の平均最終処分率と比べて高くなっています。

また、最終処分場として、大阪湾広域臨海環境整備センターにおける埋立処分では、令和 14 年度に埋立処分が終了する計画であり、計画的な処分ができるよう、現在、新たな最終処分場予定地の環境調査をしています。

オ ごみ処理事業経費

現在、大型ごみなど一部を除いて、ごみの有料化を実施していませんが、一人当たりのごみ処理事業経費は全国平均と比較しても低くなっています。今後も引き続き、ごみ処理事業に係る適正な財政運営に努める中で、将来的なごみの有料化の是非も調査検討する必要があります。また、検討にあたっては、城南衛生管理組合管内市町の足並みを揃えた上で進めていく必要があります。

3 ごみ処理行政の動向

(1) 国の動向

廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、天然資源の消費抑制と環境負荷が低減される循環型社会への転換をさらに進める必要性を踏まえて、廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向が定められており、第四次循環型社会形成推進基本計画においては、令和7年度には一人一日あたりの家庭系ごみ排出量を440gとする目標値が定められています。

国 平成30年度 実績 505g

町 平成30年度 実績 649g

(2) 京都府の動向

京都府では、平成29年3月に第2期の「京都府循環型社会形成計画」の改定により、廃棄物の3Rを一層推進し、資源効率性や環境効率性の向上をさせることが重要として、廃棄物の不適正処理が撲滅されている社会、環境への負荷が少ない生活が営まれる社会及び廃棄物や余剰エネルギーを有効活用する技術・システムが確立普及している社会を目指すとして整理されています。

(3) 近隣市町の動向

ア 集団回収

城南衛生管理組合の構成市町では、ごみの減量化及び資源の有効利用を目的として、資源ごみの分別収集とは別に、新聞・雑誌、段ボール、古布（ウエス）等を対象に集団回収事業を実施しています。

イ 使用済小型家電の拠点回収

一部の構成市町を除き、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に伴い、使用済小型家電を対象に回収ボックスを設置して拠点回収を行っています。

回収した小型家電は再資源化され、ごみの減量化や有用金属の活用などを目指し、循環型社会の一層の推進を図っています。

ウ 外国語版分別チラシ

近年増加しています外国人への支援策の一環として、分別方法等に関する外国人向けの分別チラシやパンフレットを作成し、ごみの適正な分別・排出の情報提供に努めています。

(4) 本町の動向

ア 生活系ごみの有料化

本町では、平成 25 年度からごみの減量や資源の分別を徹底するため、処理手数料を付加しない指定ごみ袋制（無色透明または白色半透明袋）を実施しています。

生活系ごみの有料化については、全国的にみても広がっており、環境省では「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定し、ごみ処理の有料化を推進しています。

今後は、ごみの減量効果や構成市町の有料化の状況等を総合的に勘案する中で、生活系ごみの有料化の是非について調査検討を行います。

イ 循環型社会の推進

小型充電式電池の回収や使用済小型家電の収集品目の追加及び事業系ごみ（主にプラスチックごみ）の適正搬入等、更なる再資源化の推進や廃棄物の発生抑制対策及びごみの減量化に関する施策等について検討を行います。

第3 ごみ処理基本計画の策定

1 ごみの排出量の抑制のための方策に関する事項

前計画の評価と今後の課題を踏まえ、更なるごみの減量と資源化へ向けた事業を町として取り組んでいきます。

また、住民、事業者の役割として、ごみの排出量の抑制が求められています。

(1) 町の取組

ア 収集運搬等の処理体制

町は、町内で発生したごみを住民の生活環境に支障が生じないように収集し適正に処理するため、安定かつ効率的な収集運搬体制の構築に努めなければなりません。

【実績及び継続事業】

昭和43年7月	燃やすごみ・燃やさないごみ収集
59年1月	乾電池分別収集
平成9年4月	缶・ペット・紙パック・びん分別収集
13年4月	発泡トレイ分別収集（H27.1からプラマーク製品）
	スプレー缶・カセットボンベ分別収集
	廃家電4品目回収
17年4月	廃ライター分別収集
18年4月	水銀体温計分別収集
8月	廃食用油回収
22年4月	ペットボトルキャップ分別収集（H27.1からプラマーク製品）
25年4月	ごみ袋の指定化導入
27年1月	プラマーク製品分別収集
28年4月	小型家電回収
31年4月	水銀製品分別収集

【新規事業】

- ・ 小型充電式電池の分別回収
- ・ 使用済小型家電の収集品目の追加

イ ごみ減量、リサイクル活動に対する支援

再生資源ごみの集団回収では、収集から運搬、再資源化処理まで、本町の直接的な処理なく行われているため、行政の人的負担が軽減し、一方で、再生資源ごみの引渡しによる対価により、自治会等の非営利活動の活動資金として活用されています。

【実績及び継続事業】

- ・ 平成6年4月 再生資源集団回収補助金制度 施行

【拡充事業】

- ・再生資源集団回収補助対象品目の拡大

ウ ごみの発生抑制に関する意識向上（SDGs への取組）

SDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された国際目標です。その中には廃棄物に関する目標とターゲットも含まれ、ごみを増やさないことは世界的にも重要視されています。本町においても SDGs の趣旨を尊重し、包括的な達成に向けた取組を推進していきます。

【実績及び継続事業】

- ・グリーン購入についての啓発

【拡充事業】

- ・食品ロス削減に関する周知啓発（児童・生徒中心）
- ・レジ袋の有料化に伴うマイバッグ・マイボトル持参運動の推進

【新規事業】

- ・フードドライブ等の食品リサイクルへの取組

エ 普及啓発、環境教育の推進

循環型社会の大切な仕組みであるごみの排出抑制や適正な分別などには住民、事業者がライフスタイルや企業理念を再考し、それぞれが自主的な活動を推進することが求められています。

【実績及び継続事業】

- ・クリーンキャンペーンによる環境美化活動
- ・ごみ分別辞典「ごみサク」の運用
- ・外国語版分別チラシの作成

【拡充事業】

- ・外国語版分別チラシの定期的・積極的な配付
- ・各種団体に対する積極的な出前講座の開催

【新規事業】

- ・ごみ減量啓発グッズの作成・配付

オ 不法投棄・ルール違反ごみ等への対応

近年増加している集積所のルール違反ごみや他市町から持ち込まれるごみ、またごみの持ち去り行為については、自治会や地域と連携し、ごみの削減に向けた取組を推進していきます。

【実績及び継続事業】

- ・警告看板等の設置

- ・警察合同による環境パトロールの実施
- ・不適物排出者への適切な指導

【拡充事業】

- ・環境パトロールの強化

(2) 住民の役割

ア 3R（スリーアール）取組の実践

住民一人ひとりがごみを排出している当事者であるという責任と自覚を持ち、3R活動【リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源利用）】の実践を通じ、ごみの減量や資源化に係る取組の中心的な役割を担っていく必要があります。また、町が実施する施策に協力し、ごみの適正排出と適正処理の実践が必要です。

イ ごみ減量、リサイクルに関する活動の推進

本町が実施する再生資源集団回収事業補助制度を積極的に利用し、自らが廃棄する家庭ごみの再資源化に取り組む必要があります。

また、久御山町ごみ分別辞典「ごみサク」を活用し、指定ごみ袋の使用やエコバッグの携帯など、ごみの減量と資源化促進を目指す町の方針に協力し、循環型社会の一層の推進を目指す必要があります。

ウ 適正なごみの排出と集積所の適正管理

町が定めた分別ルールや排出時間、各種リサイクル法に定められた排出方法を順守し、ごみの適正排出に協力する必要があります。

また、地域ごとに決められたごみ集積所に排出するとともに、自治会等が行う適正なごみ集積所の維持管理に協力する必要があります。

エ ごみ処理事業経費に対する理解

近年、ごみ処理に関するコスト意識が社会的に芽生えていますが、ごみは行政が収集するのが当たり前という考え方も依然として残っています。最終処分場の確保や高い技術が求められる中間処理施設の整備などごみ処理事業の経費が高騰している状況を住民は理解し、ごみの発生抑制とともに、ごみの処理に関する応益負担の考え方を認識しなければなりません。

オ 清掃活動への参加

自治会等が行う清掃活動に積極的に参加し、地域の環境美化活動への貢献が求められています。

(3) 事業者の役割

ア 事業系ごみの適正処理

事業者は一般廃棄物と産業廃棄物を区分し、事業系一般廃棄物を城南衛生管理組合の処理施設等に搬入するとともに、自らの事業場内の清潔維持にも努める必要があります。

また、ごみステーションは家庭ごみを集積するために各地域の住民が設置したものであるため、事業者は事業系ごみをごみステーションに排出することはできません。

イ 事業系ごみの減量、リサイクルに関する活動の推進

城南衛生管理組合では、事業系ごみの搬入受入時に従量制に基づいて処理手数料を徴収しています。ごみを減らせば処理手数料も安くなることから、事業者は積極的に事業系ごみの減量、リサイクルに努める必要があります。

また、リサイクルが可能なごみを資源化するだけでなく、可能な限り廃棄物の再生資源利用にも努める必要があります。

ウ 生産者、販売者の責任の徹底

事業者は、生産または販売した製品が使用され廃棄された後においても、その製品の適正な処理、リサイクルに関する責任を負うという考え方（拡大生産者責任）に立って、あらかじめ環境に配慮した製品の設計に努める必要があります。また、その製品が廃棄された後は適正な処理を行う、あるいは処理に係る経費を支出するように努める必要があります。

販売者は、レジ袋有料化に伴う利用者へのマイバッグ利用の意識付けや環境にやさしい代替レジ袋の導入、過剰包装の自粛などの活動を自発的に取り組む必要があります。

2 ごみの発生量及び処理量の見込み（目標値）

（1）人口及び事業活動等の将来予測

ア 人口の将来予測

人口の基準については、過去の各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口（外国人含む）を基にして、人口推計を行っています。

また、第 5 次総合計画における目標人口は令和 7 年度において 16,000 人としています。

年度	元年度実績	中間年度 (R7) 推計	目標年度 (R12) 推計
自然人口推計	15,977 人	15,443 人	14,996 人
第 5 次総合計画 R7 年度目標人口		16,000 人	

イ 事業活動等の将来予測

図表 3 「昼間人口の推移」（国勢調査）によれば、昼間人口の推移は増減を繰り返しており、労働力は現状を推移していくと見込まれます。

（2）ごみ発生量の将来推計及び目標

【推計】本町の現状のまま推移した場合における排出量及び一人一日あたりの排出量

ア 家庭ごみ

・可燃・不燃・資源

過去 5 年間の一人一日あたり排出量の平均に各年度の推計人口を乗じて算出

・プラスチック製容器包装

令和元年度の一人一日あたり排出量に各年度の推計人口を乗じて算出

イ 事業系ごみ

城南衛生管理組合の基本計画推計値を基に算出

ウ 集団回収量

過去 5 年間の減少率平均で算出

【目標】ごみ減量施策を推進する中で、一人一日排出量について、中間年度 (R7) では推計値から 1 %削減、目標年度 (R12) では推計値から 2 %削減を目指します。

ア 家庭ごみ

(ア) 可燃ごみ

【傾向】プラスチック製容器包装の分別収集以降、横ばい状態が続いています。

		元年度実績	中間年度 (R7)	目標年度 (R12)
推計	排出量	3,002t	(△4.6%) 2,863t	(△7.4%) 2,781t
	一人一日排出量	513g	508g	508g

目標 (一人一日排出量)	—	対推計値 (△1.0%) 503g	対推計値 (△2.0%) 498g
--------------	---	----------------------	----------------------

(イ) 不燃ごみ

【傾向】プラスチック製容器包装の分別収集後は大きく減少しましたが、社会情勢にも左右され、年度により増減しています。

		元年度実績	中間年度 (R7)	目標年度 (R12)
推計	排出量	652t	(△4.0%) 626t	(△6.7%) 608t
	一人一日排出量	111g	111g	111g

目標 (一人一日排出量)	—	対推計値 (△1.0%) 110g	対推計値 (△2.0%) 109g
--------------	---	----------------------	----------------------

(ウ) 資源ごみ〈缶・ペットボトル等〉

【傾向】缶、ペットボトルなどの容器包装は近年横ばい状態であり、資源ごみ全体では、ゆるやかな減少傾向にあります。

		元年度実績	中間年度 (R7)	目標年度 (R12)
推計	排出量	175t	(△3.4%) 169t	(△6.3%) 164t
	一人一日排出量	30g	30g	30g

目標 (一人一日排出量)	—	対推計値 * (△1.0%) 30g	対推計値 (△2.0%) 29g
--------------	---	-----------------------	---------------------

* 四捨五入により同数値

(エ) プラスチック製容器包装

【傾向】プラスチック製容器包装の分別収集当初は不適物が多くありましたが、その後は適正な分別により減少傾向にあります。

		元年度実績	中間年度 (R7)	目標年度 (R12)
推計	排出量	136t	(△4.4%) 130t	(△7.4%) 126t
	一人一日排出量	23g	23g	23g

目標 (一人一日排出量)	—	対推計値 * (△1.0%) 23g	対推計値 * (△2.0%) 23g
--------------	---	-----------------------	-----------------------

* 四捨五入により同数値

イ 事業系ごみ（可燃ごみ、魚あら、剪定枝）

【傾向】 経済情勢にも左右され、年度により増減しています。

年度	元年度実績	中間年度(R7)	目標年度(R12)
推計	3,374 t	(△5.8%) 3,179 t	(△7.8%) 3,112 t

ウ 集団回収量

【傾向】 雑誌等の発行部数の減少や電子書籍への移行、また古布類のリユース増加もあり、近年は減少傾向にあります。

年度	元年度実績	中間年度(R7)	目標年度(R12)
推計	448 t	(△9.4%) 406 t	(△17.2%) 371 t

エ 収集・運搬（目標）

図表 13 収集・運搬目標【令和7年度】【令和12年度】

(単位：トン/年)

区分		収集形態	収集回数	収集体制	R7年度目標 (一人一日排出量)	R12年度目標 (一人一日排出量)
生活系ごみ	可燃ごみ	ステーション	週2回	町/委託業者	2,835	2,726
					503g	498g
	不燃ごみ	ステーション	週1回	委託業者	620	597
					110g	109g
	資源ごみ (缶・ペットボトル等)	ステーション	隔週	町/委託業者	169	159
					30g	29g
	プラスチック製容器包装	ステーション	週1回	委託業者	130	126
					23g	23g
	使用済小型家電	拠点	週1回	町	2	2
	乾電池	ステーション	週2回	町/委託業者	9	9
	ライター					
	水銀製品					
	スプレー缶					
	カセットボンベ	拠点	月1回	委託業者	4	4
使用済てんぷら油						
古紙古布	—	指定日	古紙業者	406	371	
廃家電	戸別	随時	排出者/町	1	1	
大型ごみ(不燃ごみに含む)	戸別	指定日	排出者/町	—	—	
事業系ごみ	可燃ごみ	戸別	随時	排出者/許可業者	3,051	2,999
	※古紙	戸別	随時	古紙業者	—	—
	魚あら	戸別	随時	許可業者	87	74
	剪定枝	戸別	随時	排出者/許可業者	41	39
本町が直接的に関与しているものの計(※印を除く)					7,355	7,107
合計					7,355	7,107

表中の※印は町が関与していないごみ、すなわち、メーカーや販売店が資源回収を目的として実施するものなど民間で自主的に回収されるごみです。

したがって、専ら再生物とされる古紙を除いて、事業系ごみを中間処理施設に収集運搬するために必要な運搬能力は年間3,112トンになります。(令和12年度目標値)

なお、廃棄物処理法第7条第1項の規定に基づき、令和元年9月に許可制度を導入しました。

3 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

図表 14 分別収集の区分

区分	周知上の区分		品目	
生活系ごみ	可燃ごみ	○ 燃やすごみ	台所ごみ 紙くず 除草ごみ ほか	
	不燃ごみ	○ 燃やさないごみ	プラスチック類 ビニール類 陶器類 ガラス類 金属類 ゴム類 割れた電球・蛍光灯、LEDランプ ほか	
	資源ごみ	○	リサイクルごみ	缶類
		○		ペットボトル
		○		びん類
		○		紙パック
		○		プラスチック製容器包装
		○ 使用済小型家電		携帯電話端末・パソコン・電話機 ほか
		○ 廃家電		特定家庭用機器 4 品目
	有害ごみ	○ 使用済みてんぷら油		
		○ 古紙古布		
		○ 乾電池	ボタン電池、コイン電池含む	
		○ ライター		
		○ 水銀製品	蛍光灯・水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計	
粗大ごみ	○ スプレー缶			
	○ カセットボンベ			
	○ 大型ごみ	大型家具 ほか		
	○ 処理困難物	バッテリー・廃タイヤ・消火器・廃油等		
事業系ごみ	可燃ごみ	事業系一般廃棄物	可燃性の物 除草ごみ その他の一般廃棄物	
	資源ごみ	古紙		
		魚あら		
		剪定枝		
生活系18区分、事業系4区分				

○印は、家庭向けに本町が分別して収集するものとして周知する区分 : 14

上記は、本町が直接的に関与していないごみ（再生資源集団回収事業補助金などの補助や事業系ごみの搬入許可、再生利用業の指定したものを含む）、すなわち、メーカーや販売店が資源回収を目的として実施するものなど民間で回収されるごみも含んでいます。一方で、処理することが困難なものなど、本町ではごみとして収集しないものがあります。

図表 15 分別収集しないごみの品目

品目	摘要	処理方法
土砂		販売業者などに相談してください
コンクリート		
ブロック		
園芸用土		
タイヤ		
バッテリー		
廃油類	食用油を除く	
ガソリン		
シンナー		
灯油		
薬品		
農薬		
ペンキ		
LPガスボンベ		
金庫		
消火器		
バイク		
在宅医療廃棄物		病院などの医療機関に相談してください
有害ごみ	危険性のあるものなど	専門業者に依頼してください

4 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 中間処理計画（再生利用を含む）

図表 16 中間処理計画

	区分	中間処理を行う施設	中間処理の方法
生活系ごみ	可燃ごみ	クリーンパーク折居	焼却
	不燃ごみ	リサイクルセンター長谷山	破碎、選別
	缶類	エコ・ポート長谷山	手選別、圧縮梱包
	ペットボトル	エコ・ポート長谷山	圧縮成形
	びん類	エコ・ポート長谷山	色選別
	紙パック	エコ・ポート長谷山	梱包
	プラスチック製容器包装	リサイクルセンター長谷山	圧縮成形
	使用済小型家電	認定事業者	選別、解体、金属回収
	乾電池	専門再生業者の再資源化施設	焙焼、破碎、磁選
	ライター	リサイクルセンター長谷山	残存物の廃棄、手選別
	水銀製品	専門再生業者の再資源化施設	水銀分離
	スプレー缶	リサイクルセンター長谷山	残存物の廃棄、手選別
	カセットボンベ	リサイクルセンター長谷山	残存物の廃棄、手選別
	使用済みてんぷら油	バイオディーゼル燃料精製業者の精製施設	メチルエステル化
	古紙古布	古紙等再生業者の再資源化施設	溶解再生
	廃家電	製造者の再資源化施設	選別、解体、金属回収
	処理困難物	専門業者	
	大型ごみ	リサイクルセンター長谷山	破碎、選別
	事業系ごみ	可燃ごみ	クリーン21長谷山
古紙		古紙再生業者の再資源化施設	溶解再生
魚あら		京都市魚アラ中継施設	加熱、圧搾、乾燥
剪定枝		奥山埋立処分地	チップ化

中間処理の方法は、実施することが可能な手法のうち、主に採用しようとするものを掲げています。

また、焼却時の熱エネルギーを利用して発電をおこない、焼却工場内の動力、照明などをまかなう他、余剰電力を売電しています。

(2) 最終処分計画

図表 17 最終処分計画【令和7年度】【令和12年度】

(単位：トン/年)

区分		令和7年度	令和12年度
グリーンヒル 三郷山	直接埋立	11	10
	土砂	19	18
	小動物焼却灰	0.04	0.04
	鉄・アルミダスト	0	0
	ガラス残さ	3	3
	クリーンピア沢沈砂	3	3
	計	36.04	34.04
宇治廃棄物 処理公社	アルミ残さ	104	101
	不燃物	89	86
	プラスチック	25	24
	ガラス残さ	15	14
	計	233	225
大阪湾広域 臨海環境整備 センター	焼却灰	500	484
	飛灰処理物	247	239
	磁選物	28	27
	計	775	750
合計		1,044.04	1,009.04

グリーンヒル三郷山では、主に土砂類、自己搬入不燃ごみ、破碎処理後の不燃物残渣、資源化処理後の残渣及び小動物焼却後の残渣（骨等）を埋立処分しています。

可燃ごみの焼却灰等についてはすべて大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分を行っています。

大阪湾広域臨海環境整備センターでの受入計画は令和14年度までですが、計画的な処分ができるよう、現在、新たな最終処分場予定地の環境調査をしています。

5 ごみの処理施設の整備に関する事項

図表 18 処理施設の概要

焼却施設	処理主体	城南衛生管理組合	
	1	施設名	クリーンパーク折居
		所在地	京都府宇治市宇治折居18番地
		形式	全連続燃焼式焼却炉
		処理能力	57.5t/24h×2炉
	2	施設名	クリーン2 1長谷山
		所在地	京都府城陽市富野長谷山1の270
		形式	全連続燃焼式焼却炉
		処理能力	120t/24h×2炉
	3	施設名	小動物焼却施設
所在地		京都府城陽市富野長谷山1の270	
形式		台車付直上再燃焼式焼却炉	
処理能力		最大 100kg/回・2h	
施中設継	処理主体	城南衛生管理組合	
	1	施設名	沢中継場
		所在地	京都府八幡市八幡沢1番地
処理能力		32t/h	
破碎施設	処理主体	城南衛生管理組合	
	1	施設名	リサイクルセンター長谷山
		所在地	京都府城陽市富野長谷山1の270
		形式	二軸低速回転式+堅型高速回転式
処理能力		60t/日	
資源化施設	処理主体	城南衛生管理組合	
	1	施設名	エコ・ポート長谷山
		所在地	京都府城陽市富野長谷山1の270
		処理能力	46t/日
	2	施設名	リサイクルセンター長谷山
		所在地	京都府城陽市富野長谷山1の270
処理能力		17t/日	
処分場 最終	処理主体	城南衛生管理組合	
	1	施設名	グリーンヒル三郷山
		所在地	京都府久世郡久御山町佐古梶石1-3
		形式	サンドイッチ工法
		全体容積	200,000m ³

ごみの処理施設はいずれも、城南衛生管理組合が管理運営しています。

6 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 地球温暖化対策

現行のごみ処理は、可燃性のごみを焼却する手法が主体となっており、焼却処理にともなって多量の温室効果ガスを排出することになります。温室効果ガスの排出量を抑制するためにも、ごみの発生抑制、再利用への取組は重大な責務です。

また、焼却処理に係る熱エネルギーを利用して、発電を行い、CO₂削減に努め、地球温暖化に寄与するよう努めていかなければなりません。

(2) 本計画の公開

本計画は、本町におけるごみの処理に関する基本方針を定める最も重要な計画ですので、住民、排出事業者、廃棄物処理業者等に広く周知するものとし、

(3) 循環型社会推進委員会

本町では、廃棄物循環型社会を目指し廃棄物行政の円滑な推進やごみの減量化、資源化、排出抑制及びリサイクルの推進について、具体的な方策方法や啓発、その他目的達成に必要な事項を協議する循環型社会推進委員会を設置しています。

(4) 災害対策等

将来発生することが予想される大規模な地震や風水害に備えるため、仮置き場の確保、廃棄物の分別や処理方法、管内の構成市町や民間事業者との協力体制の整備など、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための事項を定めた、災害廃棄物処理計画を策定します。

また、新型インフルエンザ等対策についても、安定的に業務を継続することができるよう、収集運搬体制を整理します。

出典

本計画に掲げた下表左欄の事項については、それぞれ右欄の資料を参照しています。

図表	出典文献等
図表1 計画の位置付けの概念図	—
図表2 人口ピラミッド 平成27年10月1日現在	国勢調査
図表3 昼間人口の推移	国勢調査
図表4 産業別就業者数の割合	経済センサス・基礎調査
図表5 ごみ処理フロー（収集運搬段階）	令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査
図表6 ごみ処理フロー（処理段階）	令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査
図表7 ごみ質試験結果（組成分析）	城南衛生管理組合一般廃棄物処理実績書 （令和元年度版）
図表8 ごみ質試験結果（成分分析）	城南衛生管理組合一般廃棄物処理実績書 （令和元年度版）
図表9 現行のごみ処理体制	—
図表10 国を1とした各指標【平成30年度】	・平成30年度一般廃棄物処理事業実態調査 ・環境省 一般廃棄物の排出及び処理状況等 （平成30年度版）
図表11 ごみ処理の実績	平成27～令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査
図表12 目標達成状況	平成27～令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査
図表13 収集・運搬目標 【令和7年度】【令和12年度】	—
図表14 分別収集の区分	—
図表15 分別収集しないごみの品目	—
図表16 中間処理計画	令和2年度一般廃棄物処理実施計画
図表17 最終処分計画 【令和7年度】【令和12年度】	令和2年度城南衛生管理組合一般廃棄物処理実施計画
図表18 処理施設の概要	令和2年度城南衛生管理組合一般廃棄物処理実施計画

令和3年3月

久御山町民生部環境保全課

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

電 話 075-631-9917 0774-45-3907

F A X 075-631-6149

Eメール kankyo@town.kumiyama.lg.jp